

令和5年3月29日

小金井市長 白井 亨 様

小金井市男女平等推進審議会
会長 倉持 清美

「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第10期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和3年度実績）」に対する評価及び意見について
 - (1) 総評
 - (2) 評価できる事業
 - (3) 検討・改善を望む事業
- 4 （仮称）男女平等推進センターについて
- 5 性の多様性への理解促進に向けた取り組み
- 6 終わりに

1 はじめに

小金井市は、「小金井市第5次男女共同参画行動計画」（以下「第5次行動計画」という。）中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「第6次行動計画」という。）を策定しました。基本理念のもとに3つの基本目標を定め、計110項目（総事業数は166）の施策事業を掲げ展開しています。市は、施策事業の進捗を年次ごとに確認し、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について進捗状況調査報告書を作成し公表しています。

小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は、小金井市男女平等基本条例第11条に基づき、市から提出された進捗状況調査報告書について、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を述べ、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるように、提言書として市長に提出します。

2 審議の経過

審議会（第10期）の任期は、令和4年（2022年）1月23日から令和6年（2024年）1月22日の2年間です。令和4年1月から令和5年3月を任期前半として、審議会を5回開催しました。

審議会では、「第6次行動計画」を推進していくために、令和3年度の各施策の具体的な事業実績の報告（推進状況調査報告書）について評価を行いました。また、この間、小金井市の男女共同参画にかかわる事業などの報告を随時受け、進捗状況の把握に努めました。こうした審議の中で、今後の小金井市の男女共同参画にかかわる事業について、本提言を作成しました。

3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和3年度実績）」に対する評価及び意見について

(1) 総評

166事業中、自己評価の対象となる136事業の中で、自己評価A（充実・強化）は13.2%で、昨年度の12.1%より増加し、自己評価C（縮小）、D（未着手）はそれぞれ、27.9%から14.0%、5.7%から2.2%と減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、男女共同参画の推進に努めていることがわかります。

① 推進状況調査報告書の記載について

「第6次行動計画」の推進状況調査報告書は、「第5次行動計画」の書式を踏襲しており、「実施した内容」欄には数値結果を記載し、「自己評価と効果の理由」欄には、得られた効果や達成度の理由を記載しています。ここでは、前年度比を書くことになってはいますが、それだけでは効果がとら

えきれないので、定性的な評価と効果を記載するようになっていきます。しかし、書かれている内容を見ると、定性的な評価のみであったり、前年度比のみの記載だったりとまちまちです。「自己評価と効果の理由及び前年度比」で書くべき内容を把握してください。また、「男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性」については、「男女共同参画」という視点が見られない内容もあります。施策の基本目標、主要課題、施策の方向と照らし合わせながら、男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性を書くようにしてください。

② 新型コロナウイルス感染症の事業に関わる影響について

令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止や規模縮小をせざるを得なかった施策事業がみられた一方、担当課の創意工夫等により継続や再開できた事業もありました。中止や縮小事業についての総括や、今後の対応策や取組みのコメントが少なかったのが残念でした。男女共同参画施策は、継続して推進していくことに意義がありますので、今後も途切れることなく施策が継続できる対策を、予め検討しておく必要があると考えます。

③ 審議会の開催回数

136の事業について、進捗状況調査報告書を丁寧に審議するための時間が十分とは言えませんでした。審議会の開催回数を増やし、男女共同参画の推進につながる施策について十分な審議ができるようにしてください。

(2) 評価できる事業

① 父親向け交流事業の推進（事業 No. 70、児童青少年課）

土日等に開催する児童館での父親参加を促した子育てひろば事業は、コロナ禍にもかかわらず、前年比14回増でした。今後とも男性の育児参加を促し、男女ともにワーク・ライフ・バランスのとれた市民生活が送れることを望みます。

② 家族介護者への支援の充実（事業 No. 71、介護福祉課）

男性のための介護者サポーター養成講座の新設や、家族向け介護教室に男性介護者も参加し易いテーマを取り入れるなどは、介護者に固定的な性別役割分担が無いことを市民に改めて理解してもらう機会にもなりますので、良い企画でした。男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革が進むことで、女性のワーク・ライフ・バランスの実現に繋がりますので、今後の事業展開に期待します。

③ 働きやすい職場環境の整備（事業 No. 105、職員課）

施策事業の自己評価は「B」評価でしたが、男性の育児休業取得率は、前年度の40%から73.3%と飛躍的に伸びています。取得率向上のための担当課の周知手法や努力が成果に繋がっているものと感じます。素晴らしいで

す。取得日数は、まだ男女差が大きいものと推察されますが、継続的な周知に加え、育児休業取得経験者の話を共有する事により、更なる取得率、取得日数の向上が期待できると考えます。

(3) 検討・改善を望む事業

① 外国人相談の実施（事業 No. 16、広報秘書課）

日本語を母国語としない市民の方が日常生活で生じる様々な困難は、言語の障壁を別にしても、日本人同様に保育、子育て、健康医療、教育、生活困窮など、多岐に渡ると推測されます。しかしながら、外国人相談の実績がない状態が続いていることを考えると、相談したいが躊躇しているのか、相談の制度があることに気付かないでいるのかなど、当事者の状況を把握して、アプローチできる別の手法の検討が必要だと考えます。

② 保育・教育関係者に対する研修の充実（事業 No. 19、指導室）

性の多様性を含めた人権に関する理解には、学校教育における配慮を充実させていくために、教職員の理解は欠かせません。令和3年度は、教育委員会主催の人権教育推進委員会の回数は縮小になりましたが、今後は、教職員研修などの機会を生かし、教職員の人権への理解を深めていくように取り組んでください。

③ 国内研修事業への参加の促進（事業 No. 93、企画政策課）

ここ数年、研修事業への補助申請者がいない状況が続いていると思われまます。周知方法はもちろんですが、施策の見直しも含めて検討が必要ではないかと考えます。

④ 審議会委員等への女性の登用の促進（事業 No. 97、企画政策課）

審議会委員等への女性の登用については、令和4年4月1日現在35.5%でした。昨年度の33.8%と比較すれば、微増傾向にあることは一定評価に値します。しかし、個別にみれば、女性比率が低下している審議会等もあります。「第6次行動計画」の目標が女性参画率50%であること及び女性を含まない審議会等があることを鑑みれば、達成までにはまだ道のりは遠いと言えます。すべての審議会等において、男女双方の視点で多様化・複雑化している現代社会の課題解決に向けた取り組みができるように、クォーター制を取り入れるなど、男女の比率均等に向けて更なる努力が必要です。

4 (仮称) 男女平等推進センターについて

(仮称) 男女平等推進センターについては、小金井市男女平等基本条例第22条に拠点機能の整備等として設置することが明記されており、「第5次小金井市前期基本計画」及び「第6次行動計画」にも、(仮称) 男女平等推進センターの整備やあり方についての検討が掲げられています。審議会からは令和2年(2020年)1月22日付け「第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と

進捗管理について（提言）」において、（仮称）男女平等推進センターのあり方について、センター機能等を含む具体的な提言をしました。しかしながら、条例制定から約 20 年を経過してもなお、設置に向けた具体的な検討には至っていません。

男女共同参画施策については、男女共同参画室が中心となり、行政、市民、事業者、各団体等と協力・連携して進めています。多様化した現代社会において男女共同参画社会を実現するための役割は重要性を増していると考えます。これは、小金井市に限った問題ではなく、最近の法整備等「AV 出演被害防止・救済法」（令和 4 年 6 月 23 日施行）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 6 年 4 月 1 日施行）、東京都のパートナーシップ宣誓制度導入（令和 4 年 11 月 1 日運用開始）等の動向をみただけでも明らかです。

市では、市庁舎及び福祉会館建設に関連して、現在の本庁舎等を含む公共施設の跡地利用等の検討が始まっています。都内 26 市中、男女平等推進センター等を設置しているのは 18 自治体です。本市の「第 6 次行動計画」の基本理念である「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現」を目指すために、（仮称）男女平等推進センターの検討も進めていただくことを強く要望します。

5 性の多様性への理解促進に向けた取り組み

「第 6 次行動計画」には、施策事業として「パートナーシップ宣誓制度」「性の多様性に関する研修会等の実施」が盛り込まれました。小金井市では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、多様な性自認や性的指向を持つ性的少数者の方への理解促進を進めるために、令和 2 年 10 月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに令和 4 年 11 月に開始した東京都のパートナーシップ宣誓制度と連携協定も締結しました。これにより、本市で宣誓制度を利用された方も東京都の制度がほぼ活用できるようになり、性的少数者の方々の利便性が大きく前進したと言えます。

また、性の多様性への理解促進のためには、市民への正しい知識や情報取得の方法を周知することも必要です。性のあり方が多様であることや、性的少数者の方々が直面しやすい困りごと、相談を受けた場合どうしたら良いかなどを知っておくことで、性的少数者の方を特別な存在ではなく、その人の個性として受け止められることができるようになると思います。令和 3 年度には初めて市民向け講座として「性の多様性への理解促進講座」も実施されましたので、今後も、研修会や講座等をとおして、市民周知に努めていただくように要望します。

6 終わりに

令和3年度から実施された「第6次行動計画」の基本目標である人権尊重と多様性の理解は、だれもが暮らしやすい小金井市となるためにも、小金井市が未来に向かって発展していくためにも欠かせません。人権尊重と多様性の理解をベースにした男女平等が、後退することなく前進できるように、今後も引き続き各施策事業に取り組み、男女共同参画の推進に努められることを望みます。

小金井市男女平等推進審議会（第10期）委員名簿

会 長	倉 持 清 美	副会長	川 原 美 紀
委 員	安 藤 能 子	委 員	塩 原 真 一
	石 田 静 子		降 旗 優 次
	井 口 よう子		牧 野 ま や
	永 並 和 子		吉 田 孝

(名簿は各五十音順)